



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月23日火曜日 第1907号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1178

指定障害福祉サービス事業者の指定.....1179

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....1179

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1180

保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示.....1180

同意の成立.....1181

建設業者の許可の取消し.....1182

開発行為に関する工事の完了.....1182

正 誤

平成19年10月9日付け第1903号愛媛県告示第1564号(道路の供用開始(一般国道317号)中).....1183

平成19年10月12日付け第1904号愛媛県公安委員会規則第17号(愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則)中.....1183

告 示

○愛媛県告示第1625号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 家守伸正

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社ニッケル工場
新居浜市西原町三丁目5番1号

3 特定施設に関する事項

ニッケル電解槽

| | |
|-------------|---|
| 特定施設の種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第62号口電解施設(30基) |
| 特定施設の能力 | 1基当たり容量7立方メートル |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに |
| 工事の完成予定年月日 | 着手後約6ヶ月 |
| 使用開始の予定年月日 | 完成の翌日 |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連続 |

| | | |
|------------------------|---------------------------|--------------------|
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | 無し | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 2.0 最大 1.5 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.0 最大 9.9 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 25 最大 25 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 19.9 最大 20.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.3 最大 1.5 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 3 最大 7 | |

4 汚水等の処理施設に関する事項

| | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 設置年月日 | 昭和50年7月10日 | | |
| 処理施設の種類 | 化学処理及び物理処理 | | |
| 処理施設の型式 | 中和凝集沈殿方式 | | |
| 処理施設の構造 | 鉄製及びFRPライニング製 | | |
| 処理施設の主要寸法 | 縦26メートル 横53メートル 高さ9メートル | | |
| 処理施設の能力 | 1日当たり2000立方メートル処理 | | |
| 汚水等の処理の方式 | 中和及び凝集沈殿 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | 無し | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処理前 | 処理後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 1.0~12.0 最大 1.0~12.0 | 通常 7.0 最大 5.0~9.0 |
| 汚染状態の値 | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.0 最大 9.9 | 通常 9.0 最大 9.9 |

| | | | |
|----------------------------|---|----------------------|----------------------|
| | 浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 2,240 最大 4,000 | 通常 25 最大 50 |
| | 窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 19.9 最大 20.0 | 通常 19.2 最大 20.0 |
| | りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 0.3 最大 1.5 | 通常 0.3 最大 1.5 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 1,700 最大 2,000 | 通常 1,700 最大 2,000 |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 南排水口

| | | |
|------------|----------------------------|----------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.0 最大 5.0~9.0 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 6.2 最大 7.0 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5 最大 10 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 13.2 最大 15.0 |

| | | |
|----------------------------|---|----------------------|
| | りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 0.2 最大 1.0 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 8,158 最大 9,642 |

(2) 北排水口

| | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.0 最大 5.0~9.0 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 3.0 最大 3.9 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5 最大 10 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 3.0 最大 6.0 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.1 最大 0.8 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 8,120 最大 9,630 |

○愛媛県告示第1626号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成19年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|---------------|---------------|--------|---------------|------------------|---------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3810400121 | 株式会社ベルワイド | 八幡浜市字新町272番地1 | 鈴木善幸 | 居宅介護 | おるでe新町ヘルパーステーション | 八幡浜市字新町281番地1 | 平成19年9月4日 |
| 3810400121 | 株式会社ベルワイド | 八幡浜市字新町272番地1 | 鈴木善幸 | 重度訪問介護 | おるでe新町ヘルパーステーション | 八幡浜市字新町281番地1 | 平成19年9月4日 |

○愛媛県告示第1627号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更する年月日 | 届 出 年 月 日 |
|------------|-----------------|-------------------------------|---------------|-----------------|-------------|--------------|
| コープ中秋 | 新居浜市中秋町1874番地6外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 午前10時から午後9時まで | 午前9時から午後9時45分まで | 平成19年10月30日 | 平成19年9月28日 |

| | | | | | |
|--|----------------------|----------------------------|------------------------|--|--|
| | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前 9 時30分から 午後 9 時15分まで | 午前 8 時30分から 午後10時まで | | |
|--|----------------------|----------------------------|------------------------|--|--|

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1628号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 | 変更する年月日 | 届出年月日 |
|------------|------------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------|----------------|
| コープ土居 | 四国中央市土居町入野668番1号 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 午前10時から 午後9時45分まで | 午前9時から 午後9時45分まで | 平成19年 10月30日 | 平成19年 9月28日 |
| | | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前9時40分から 午後10時まで | 午前8時30分から 午後10時まで | | |
| | | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前6時から 午後7時まで | 午前6時から 午後9時まで | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労働課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1629号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成19年6月愛媛県告示第1167号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | 不明又は所在が不明である通知の相手方 | 備考 |
|-----------------------------------|-----------------------------|-------|
| 今治市玉川町鈍川字下日浦庚681 | 岐阜県各務原市蘇原三柿野町3-4-8 上田 則夫 | 森林所有者 |
| 今治市玉川町鈍川字白石庚703の4、字ユノ谷辛2の7、辛2の9 | 今治市玉川町鈍川丙362 門岡 政吉 | " |
| 今治市玉川町木地字一ノゴ辛1の9、字松ヲ谷辛25の2 | 大阪市東淀川区十八篠町3の227 門岡 岸男 | " |
| 今治市玉川町木地字丸山辛4の6、辛4の16、辛4の17、辛4の20 | 今治市玉川町鈍川丙362 門岡 盛親 | " |

| | | |
|--|--------------------------|---|
| 今治市玉川町木地字コノ谷辛14の1 | 今治市日吉町甲240の1 阿部 夏子 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字コノ谷辛15、字コブ谷辛48の3、字コタマゴ辛51の2 | 今治市別宮402 越智 昭剛 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字坊城ノ向辛16の9 | 今治市日吉甲434 門田 誠二 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字坊城ノ向辛16の10、字ボウシ口辛19の3、辛19の5 | 今治市日吉甲1054の1 門岡 幸男 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字松尾口辛18の3、字ボウシ口辛19の7、字ヒル谷辛27の5 | 今治市玉川町木地己140 門田 哲男 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字ボウシ口辛19の2、辛19の10 | 千葉県市川市宮久保西4の8の21 門田 程 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字明神下辛32の12、字大ミゾ宮ノ谷辛36の17、字コタマゴ辛73の21 | 今治市松本町1-2-10 大和産業株式会社 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字明神下辛33の22 | 山口県徳山市徳山6773-6 門田 澄枝 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字篠か成辛34の1 | 今治市八町537-1 藤倉 アキエ | 〃 |
| 今治市玉川町木地字篠か成辛34の9、字シノカナル辛69、字ヨコグラ辛75の13、辛76の5 | 今治市日吉甲916-3 門田 正伸 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字杉ノ窪辛35の4、字コタマゴ辛61の3 | 今治市玉川町木地己514 渡邊 利作 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字谷辛36の1 | 今治市日吉甲1708-1 山下 勲 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字谷辛36の14、辛36の25、字大ミゾ辛37の5、辛37の11、字ケヤケ山辛41の1、字コタマゴ辛50の3、辛50の8、辛50の24、辛50の27 | 今治市玉川町木地己576 門田 猛男 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字谷辛36の37 | 今治市鳥生1171-1 越智 節夫 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字大サコ辛38の1 | 今治市玉川町純川戊378 越智 博好 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字石原畑辛42の3 | 今治市今治村甲73-5 門田 研吉 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字石原畑辛42の13 | 大阪市旭区大宮西之町1-45 門田 鬼志雄 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字イノハナ辛46の1、字コブ谷辛48の4 | 今治市日吉甲114-5 越智 宣之 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字イノハナ辛46の3、字コブ谷辛48の7 | 今治市波止浜514 小池 俊雄 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字イシゴヤ辛55の25、辛55の122 | 今治市鳥生1240 日浅 安利 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字成辛63の27 | 今治市旭町3-3-13 川又 健太郎 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字成辛63の39 | 今治市日吉甲834-7 渡邊 タキヨ | 〃 |
| 今治市玉川町木地字長尾口松尾辛65の2、辛65の3 | 今治市宮ヶ崎甲847 世良 章 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字コタマゴ辛73の3 | 今治市日吉甲359-1 門田 清 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字コタマゴ辛73の79 | 新居郡加茂村大字藤之石山 伊藤 友吉 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字コタマゴ辛74の9 | 今治市日吉甲337 門田 通 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字コタマゴ辛75の23 | 今治市玉川町木地己250 門田 竹治 | 〃 |

| | | |
|---|---------------------------|------|
| 今治市玉川町木地字コタマゴ谷辛76の3 | 今治市玉川町木地己259 門田 カメヨ | 〃 |
| 今治市玉川町木地字ホドヲ辛80、辛82の5 | 今治市日吉甲1054 門岡 幸男 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字ケスケ辛83の7 | 今治市今治村甲150-3 藤本 節朗 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字ヨコクラ辛88の21 | 今治市山路907 長野 正見 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字イシハラ谷辛57の113 | 東京都世田谷区経堂4-22-24 長澤 敦子 | 地上権者 |
| 今治市玉川町木地字イシハラ谷辛55の42 | 今治市別宮381 井上 正一 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字イシハラ谷辛57の10、辛57の87から辛57の91まで | 今治市玉川町木地己795 越智 儀平 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字コノ谷辛14の24、辛14の52 | 高松市三条町173-1 越智 司 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字イシゴヤ辛55の79 | 松山市共栄町3-2-11 四国食品株式会社 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字ヨコクラ辛88の18、辛88の22 | 今治市蔵敷1668-3 二宮 英子 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字コタマゴ谷辛73の29、辛73の30 | 東京都世田谷区5-7-2-316 日野 淳子 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字ヨコクラ辛88の50 | 今治市玉川町長谷甲138-6 武田 恒司 | 〃 |
| 今治市玉川町木地字松ヲ谷辛25の5、辛25の7、辛25の9、辛25の27、辛25の29 | 今治市日吉甲136-2 門岡 宗左エ門 | 〃 |

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1630号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 区 域 | 区 分 |
|-------------------|-------------------|
| 久良区域(久良漁業協同組合の地区) | 主として底びき網を使用して営む漁業 |

○愛媛県告示第1631号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 許可番号 | 許可年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因となった事実 |
|----------------|-------------|-----------|-------|-------------------|------------|---|--------------|
| (般・特-18)第1035号 | 平成18年9月21日 | 井原建設(株) | 井原 靖正 | 四国中央市豊岡長田225-1 | 平成19年9月4日 | 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-18)第7903号 | 平成18年9月30日 | (株)亀井工業 | 亀井 政次 | 松山市北条辻205 | 平成19年9月4日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-16)第10752号 | 平成17年2月15日 | 梶原左官 | 梶原 五郎 | 宇和島市津島町上畑地甲149-2 | 平成19年9月4日 | 左官工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-15)第15403号 | 平成15年9月19日 | (株)小田生コン | 中野 友徳 | 喜多郡内子町寺村2719 | 平成19年9月4日 | 土木工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-18)第13439号 | 平成18年7月1日 | 山利土建(有) | 和田 祐之 | 松山市南吉田町943-1 | 平成19年9月5日 | 土木工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-14)第419号 | 平成14年10月12日 | (株)丸和建设 | 和田 農彦 | 伊予郡砥部町原町316 | 平成19年9月6日 | 管工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-19)第12628号 | 平成19年4月20日 | (有)大内組 | 大内 章司 | 宇和島市丸之内1-1-32 | 平成19年9月6日 | 建築工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-17)第3501号 | 平成17年9月24日 | 谷建築 | 谷 源吉 | 北宇和郡鬼北町大字父野川下1473 | 平成19年9月13日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (特-17)第1620号 | 平成17年9月7日 | 中央建設(株) | 松本 忠正 | 大洲市柚木491-1 | 平成19年9月14日 | 管工事業 造園工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-14)第9605号 | 平成14年9月18日 | 平田総合開発(有) | 平田 啓吾 | 今治市東鳥生町1-5-44 | 平成19年9月14日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-18)第182号 | 平成18年10月19日 | (株)ナカコオ | 中田 靖 | 松山市南久米町545-4 | 平成19年9月18日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-14)第4969号 | 平成14年11月30日 | 和田木工所 | 和田 芳夫 | 松山市西垣生町907-4 | 平成19年9月18日 | 建具工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-14)第14285号 | 平成14年9月26日 | 山本建具 | 山本 富三 | 西予市三瓶町津布理215-2 | 平成19年9月18日 | 建築工事業 建具工事業 | 建設業の廃止(法人成り) |
| (特-14)第235号 | 平成14年9月29日 | 愛媛舗道(株) | 小林 哲之 | 大洲市中村231 | 平成19年9月20日 | 造園工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-14)第1748号 | 平成14年10月18日 | 西岡建設(有) | 西岡 孝 | 大洲市喜多山乙580 | 平成19年9月20日 | 土木工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |
| (特-19)第8023号 | 平成19年8月17日 | 日成建設(株) | 渡邊 文雄 | 松山市南梅本町184-3 | 平成19年9月20日 | 土木工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-18)第14807号 | 平成18年9月6日 | (株)あかり | 木村 和資 | 今治市常磐町5-2-34 | 平成19年9月20日 | 電気工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-18)第4524号 | 平成19年3月2日 | (株)大下建設 | 大下 浩二 | 松山市鴨川3-7-11 | 平成19年9月25日 | 土木工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (特-18)第14893号 | 平成18年12月26日 | (株)森高組 | 森高 茂樹 | 四国中央市土居町上野2103 | 平成19年9月25日 | 建築工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-14)第6908号 | 平成14年10月18日 | 松森装飾 | 松森 善雄 | 宇和島市津島町岩松丙638-4 | 平成19年9月26日 | 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-18)第6358号 | 平成18年8月28日 | 末富建設(有) | 栗林 善彦 | 松山市南江戸町5-4-26 | 平成19年9月27日 | 建築工事業 | 建設業の廃止(一部) |

○愛媛県告示第1632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|----------------------------|---|--|
| 19松局建(開)第34号 平成19年10月9日 | 伊予市米湊字西窪1154番1 | 松山市来住町603番地9 三瓶不動産株式会社 代表取締役 杉 田 篤太郎 |
| 19松局建(開)35号 平成19年10月11日 | 伊予郡松前町大字北黒田字堅田492番19、506番1、506番2及び507番8 | 伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡 代表取締役 亀 岡 英 文 |

正 誤

○正 誤

平成19年10月9日付け第1903号愛媛県告示第1564号(道路の供用開始(一般国道317号)中)

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|------|--------------------|------------------|------------------|
| 1108 | 表 供用開始の区 間欄中 | 同字溝辺町甲50番8ま で | 同市溝辺町甲50番8ま で |

○正 誤

平成19年10月12日付け第1904号愛媛県公安委員会規則第17号(愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則)中

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|------|--------|-------------------------|---|
| 1125 | 上から4行目 | 愛媛県公安委員会委員 長 吉 村 典 子 | 愛媛県公安委員会委員 長職務代理者 愛媛県公安委員会委員 木 網 俊 三 |